

9月12日(日)は三重県知事選挙

三重県知事選挙カレンダー

	В	月	火	水	木	金	土
8	∕ 22	23	24	25	26 三重県知事 選挙 告示日	27 期日前投票所 (総合会館) 開設	28 期日前投票所 (防災教育セ ンター・南部 分署・北部分 署)開設
						1ヶ所	4ヶ所
29		30	31	9/1	2	3	4
	4ヶ所の期日前投票所で投票できます(午前8時30分~午後8時)※8ページ						
			、場券が届く前で 明日前投票できま			人場券郵送	送
				選挙公報	配布	\Rightarrow	
5		6	7	8	9	10	11
			票日当日(日前投票)		- 		期日前投票最終日
	4ヶ所	の期日前投票所	听で投票できま	す(午前8時3	30分~午後8日	寺)※8ページ	

12 三重県 知事選挙 投票日

投票用紙に**候補者名を自署**して投票します

※入場券をなくしても、資格があれば投票できます。詳細は2ページおよび4ページ参照

発 行:四日市市選挙管理委員会事務局

☎354-8269 FAX359-0286

発行日:令和3年8月20日





9月12日(日)は三重県知事選挙の投票日です! 投票時間は午前7時から午後8時まで

● 投票できる人は?

四日市市で 投票できる人	日本国籍を有し、平成15年9月13日以前に生まれた人で、令和3年6月1日以前に転入の届出をし、引き続き市内に住所がある人。 ※令和3年5月26日から6月1日までに転入の届出をし、引き続き市内に住所がある人は9月1日以降期日前投票することができます ※投票するまでに三重県外へ転出した人は投票できません
四日市市内で 転居した場合	令和3年8月10日以後に転居届を出された人は、前住所地の投票所での投票となります。入場券に記載されている投票所をよくご確認ください。
県内の他市町へ 転出した場合	令和3年9月1日までに四日市市で引き続き3カ月以上住所があり、三重県内に転出後4カ月を経過していない人(新住所地で選挙人名簿に登録された人を除く)は、四日市市で投票することができます。投票の際には、「引き続き三重県内に住所を有する旨の証明書」をお持ちください(証明書がないと住所の確認に時間がかかります)。
他市町から 転入した場合	令和3年6月2日以後に県内の他市町から転入してきた人は、前住所地での投票となります。 前住所地の選挙管理委員会に確認してください。なお、この場合も、「引き続き三重県内に住所 を有する旨の証明書」をお持ちください。

※入場券が届く前でも、四日市市の選挙人名簿に登録されている人であれば、期日前投票ができます

[引き続き三重県内に住所を有する旨の証明書]って?

三重県知事選挙は、県内の市町の選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。また、選挙人名簿に登録されていても、投票するまでに県外に転出した場合は、投票できません。このため、県内の市町間で住所 異動した人は、県外に転出したことがないことを確認する必要がありますので、投票の際には「引き続き三重 県内に住所を有する旨の証明書」をお持ちください。

- ※ この証明書は、最寄りの市役所または町役場の住民基本台帳担当課で、無料で発行しています
- ※ 四日市市では、市民課、各地区市民センター(中部を除く)または市民窓口サービスセンターにおいて、平日の各開庁時間内で発行します。ただし、期日前投票所の開設期間と投票日当日[8月27日から9月12日まで(土日含む)]は、市民課は午後8時まで、市民窓口サービスセンターは午後7時まで延長します

問い合わせ先:四日市市 市民課 ☎354-8025 NX359-0282

● 代理投票と点字投票について

●代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記載することができない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。代理投票を希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

※付き添いの人が代筆することはできません

●点字投票

視覚に障害のある人は、点字で投票することができます。点字投票の投票用紙を用意しますので、投票所係員にお申し出ください。

●投票所配置物品などについて

各投票所には、次のものを用意しています。希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

- ●点字器、車いす、老眼鏡、ルーペ、文鎮、候補者氏名等一覧
- ●座って記載したり、車いすのまま記載したりできる記載台を備え付けています

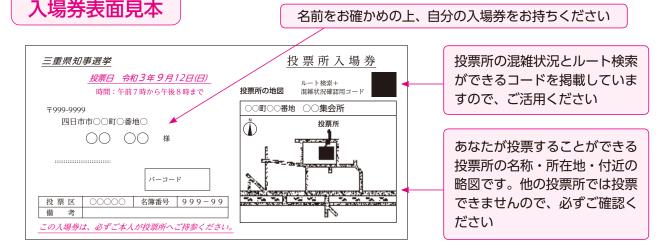
●投票所にお越しになるのが困難な人は?

利用できるサービス	対象者	備 考
同行援護など	視覚障害1・2級の身体障 害者手帳所持者など	通常の障害福祉サービスなどと同様、利用料金が発生する場合があります。詳しくは、障害福祉課(☎354-8527)へお問い合わせください。
訪問介護 (外出介助)	介護保険の訪問介護(外出 介助)を利用している人	ケアプランに位置づける必要があるため、担当のケアマネジャーに ご相談ください。通常の介護サービス同様、利用料金が発生します。

投票所入場券で投票場所の確認を!



投票所入場券は、世帯ごとに郵送します。届きましたら、全員分が入っているかをお確かめください。 また、入場券には投票所が書いてあります。自分の投票所を確認した上、投票日にはご自分の入場券 を持って所定の投票所へお出掛けください。入場券に記載されている投票所以外では投票できませんの でご注意ください。



※裏面は、期日前投票の際に使用するものですので、投票日当日に投票所に行く場合は、記入の必要はありません

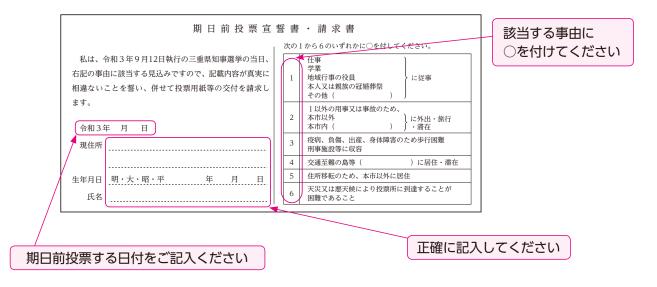
期日前投票には、宣誓書の記入が必要です

期日前投票の際には、投票日当日に行けない理由を必ず宣誓書に記入していただきます。

宣誓書は、期日前投票所に備え付けてあり、その場でご記入いただくこともできますが、入場券の裏面にも印刷してあります。あらかじめ記入して期日前投票所へお持ちいただくと、手続きが早く済みます。 ※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される現在の状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。期日前投票宣誓書事由は、「6」に○をしてください(6天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること)。

入場券裏面見本

※投票日当日、投票所に行く場合は、記入の必要はありません。



入場券をなくしても、資格があれば投票できます



投票日までに入場券が届かなかったり、なくしたりしたときでも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票することができます。

なお、運転免許証や保険証など本人であることを証明できるものがあれば、手続きが早く済みます。 これらを持って、当日、所定の投票所へお出かけください。

投票所一覧

投票区	投 票 所
四郷第一	四 郷 小 学 校
四郷第二	四 郷 保 育 園
笹 川 東	笹 川 小 学 校
笹 川 西	西笹川中学校 ※1
高 花 平	高花平中央集会所
日永第一	日 永 小 学 校
日永第二	南 中 学 校
日永第三	大瀬古町公会所
塩浜第一	塩浜地区市民センター
塩浜第二	塩浜こども園
磯津	磯 津 集 会 所
河 原 田	河 原 田 小 学 校
内部第一	内部地区市民センター
内部第二	内 部 中 学 校
小 古 曽	中堀町公会所
小 山 田	小 山 田 小 学 校
水 沢	水 沢 小 学 校
楠 第 一	楠地区市民センター
楠 第 二	楠 福 祉 会 館
中央第一	中 部 中 学 校
中央第二	中部西小学校

投票区		投	票	所	
中央第三	旧納	屋小	学校(な	やプラ	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚)
中央第四	浜	\blacksquare	小	学	校
中央第五	中	央	小八	学	校
常磐第一	常	磐	小八	学	校
常磐第二	常	磐	西小	学	校
常磐第三	ك	き	わ 保	育	東
常磐第四	西	伊倉	計り	集 会	所
桜	桜	月	/ 5	学	校
桜 台	桜	台	小八	学	校
桜 花 台	桜花	<u>治コ</u>	ミュニテ	イセン:	9-
川島第一	111 🖺	景地区	区市民-	センタ	7 —
川島第二	三	滝	台 公	会	所
西 橋 北	橋	北	小	学	144
	IIO	- 시나	7] \	<u> </u>	校
東橋北	橋	北	中	学	<u>校</u> 校
	-				
東橋北	橋	北	ф	学	校
東橋北海蔵第一	橋海	北蔵	中小	学学	校 校
東 橋 北 海蔵第一 海蔵第二	橋 海 海	北蔵蔵津	中 小 保	学学育学	校 校 園
東 橋 北 海蔵第一 海蔵第二 羽津第一	橋 海 海 羽	北蔵蔵津	中 小 保 小	学学育学	校校園校
東橋 海蔵第一 海蔵第二 羽津第一 羽津第二	橋 海 羽 羽	北蔵蔵津津	中 小 保 小 北 小	学学育学学	校

投票区	投	票	所
富田第三	富田	ф	学 校
富洲原第一	富田一	- 色 ½	会堂
富洲原第二	天カ須	質 2	会堂
富洲原第三	松原	公	会 堂
大矢知第一	大矢知	興譲.	小学校
大矢知第二	大 矢	知 保	育園
八 郷	八郷	小八	学 校
八郷西	八郷	西小	学校
下 野	下野中	- 央 伊	子 育 園
あさけが丘	あさけか	<u></u> が丘中タ	是集会所
保々	保々こ	どもほ	₹ 2
県	県 小	· 二	夕校
神前第一	神前份	計	₹ 3
神前第二	尾平町銀	集落セ	ンター
三重第一	三重地区	で市民も	ュンター
三重第二	坂部か	が 丘 第	会 所
三重第三	三重	西小	学校
大 谷 台	大 谷	台小	学校
小 杉	小 杉	町公	会 所

- ★各投票所は、施設の立地条件などから駐車場設備が十分ではないところがあります。マナーを守って、路上駐車などは控え ましょう。ご理解・ご協力をお願いします
- ※1「旧笹川西小学校」から「西笹川中学校」に変わります
- ※2「旧保々ふれあい会館」から「保々こども園」に変わります
- ※3「寺方児童集会所」から「神前保育園」に変わります

開票所

1 開票の場所及び日時

開票は、四日市ドームで9月12日(日)の午後9時30分から行います。

2 開票速報

開票速報は、午後10時40分ごろから開票所に随時掲示して行く予定です。また市選挙管理委員会ホームページにも開票速報を掲載していく予定です。

3 開票の参観

四日市市の選挙人名簿に登録されている人であれば、どなたでも参観することができます。また、参 観をする方には、以下のとおり感染症対策にご協力をお願いします。

- (1) 開票所に設置するアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- (2) 発熱や風邪の症状がある方は、参観をお控えいただくようお願いします
- (3) 周りの方との距離を十分にとってください
- (4) 帰宅後に手洗い・うがいを行ってください
- (5) 参観席があまりにも過密となる場合は、入場制限をする場合があります

投票日当日に投票に行けない人でも投票ができます



不在者投票制度

下記のような場合は、滞在先の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院・老人ホームなどで投票ができます。

●仕事や学業などで四日市市以外の市区町村に長期滞在している人

選挙の期間中、四日市市以外の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。四日市市選挙管理委員会へ投票用紙など必要な書類をご請求ください。なお、手続きなどは郵送で行うため、一定の日数を要します。余裕をもって請求してください。

●指定病院などに入院している人

三重県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどであれば、その施設内で投票ができます。病 院長などにお申し出ください。

指定病院などに当たるかどうかは当該施設または四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

●身体に重い障害のある人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの人で、次の条件に該当する場合は、郵便などを利用して自宅で投票することができます。郵便投票をするためには、事前に郵便等投票証明書の交付を四日市市選挙管理委員会へ申請していただく必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

	 障害名	障害の程度		
	P古石	1級	2級	3級
身体障害	両下肢、体幹 移動機能の障害	0	0	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害	0	_	0
	免疫、肝臓の障害	0	0	0

	障害名	障害の程度				
	陛 古石	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
戦傷病	両下肢 体幹の障害	0	0	0		
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、 呼吸器、 ぼうこう、 直腸、小腸、 肝臓の障害	0	0	0	0	

介護	要介護 状態区分
環保険の被保険者証	要介護 5

★郵便投票における代理記載制度

郵便投票をすることができる人のうち、下記に該当する場合は、あらかじめ四日市市選挙管理委員会 に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に投票の代理記載をしてもらうことができます。

代理記載には事前に手続きが必要ですので、四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

戸書の種類 手帳	身体障害者手帳(記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
上肢・視覚	1級	特別項症~第2項症

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方で、一定の要件を満たす場合 [外出自粛要請又は隔離・停留の期間が選挙の期間 (令和3年8月27日~9月12日) にかかると見込まれるなど] は、郵便などにより特例郵便等投票をすることができます。

詳しくは、四日市市選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

- ※ 外出自粛要請期間が終了した後に特例郵便等投票の請求をすることはできません。
- ※ 手続きなどは郵送で行うため、一定の日数を要します。余裕をもって手続きしてください。
- ※ 濃厚接触者は対象ではありませんが、投票所等での投票ができます(投票所等におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止にご協力をお願いします)。

III https://yokkaichi-city-senkyo.com/absentee-voting/av-corona/(右上のコードからもアクセスできます)

投票所における新型コロナウイルス感染症対策及び投票者数について

投票所(期日前投票所を含む)における「感染症対策」について

選挙管理委員会では、安心して投票していただけるよう、次のような投票所内での感染症対策を行います。 投票所へお越しになる有権者の皆様におかれましても、ご自身の感染症対策にご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 投票所内での感染症対策

- (1) 投票所にアルコール消毒液を設置します
- (2) 投票管理者・立会人、投票所事務従事者はマスクを着用します(事務従事者は手袋を着用)
- (3) 投票所受付に飛沫防止シートを設置します
- (4) 投票用紙記載用に、使い捨ての鉛筆を用意します
- (5) 定期的に投票所備品 (記載台等) を消毒します
- (6) 定期的に投票所内の換気を行います
- (7) 投票所内が混雑しないよう、入口で調整します

2 有権者の皆様にお願いする感染症対策

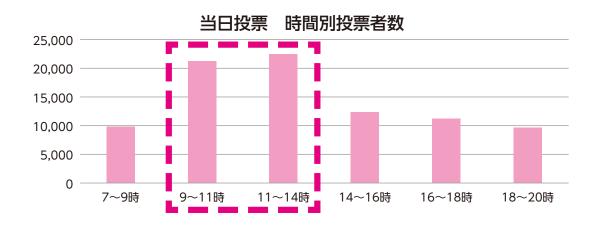
- (1) 投票所に設置するアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- (2) 周りの方との距離を十分にとってください
- (3) 持参した鉛筆 (シャープペンシル) で投票用紙に記入することができます
- (4) 投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用をご検討ください
- (5) 帰宅後に手洗い・うがいを行ってください
- ※投票することができる人: 2ページ「投票できる人は? | 参照
- ※宣誓書の記入方法等の詳細:3ページ「期日前投票には、宣誓書の記入が必要です」参照
- ※期日前投票所の開設時間及び場所:8ページ「期日前投票制度|参照

当日投票所および期日前投票所の投票者数などについて

当日投票所および期日前投票所の混雑緩和のため、下記に「令和元年度参議院議員通常選挙」における各種の投票者数のグラフを掲載しますので、各グラフを参考に投票者数の少ない時間帯及び日にちでの投票にご協力ください。

1 当日投票所の時間別投票者数

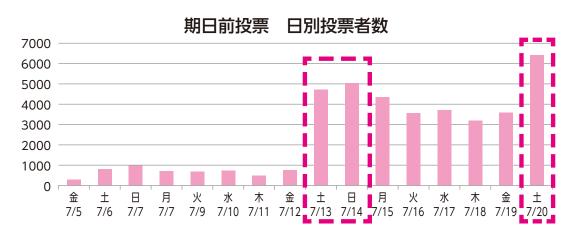
下のグラフは投票日当日の時間別の投票者数です。午前中とお昼前後が比較的投票者数が多いです。



2 期日前投票所の投票者数

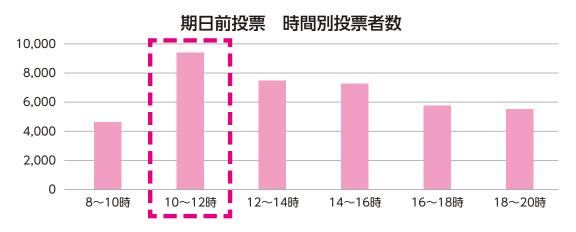
(1) 日別投票者数

下のグラフは期日前投票の日にち別の投票者数です。期日前投票期間の後半と土・日、特に投票日前日の土曜日に投票者が増加する傾向にあります。



(2) 時間別投票者数

下のグラフは期日前投票の時間別の投票者数です。午前10時~12時が比較的投票者数が多いです。



投票所の混雑状況が確認できるようになりました!!

従来の「現在地から投票所までのルート検索機能」にくわえ期日前投票所と当日投票所の混雑状況をリアルタイムで確認できるようになりました。投票所にお越しになる際、密を避けるための参考にしてください。右記のコードからアクセスし、一覧から投票所を選択してください。四日市市選挙管理員会のホームページからもアクセスできます。









当日投票所

第 期日前投票所

◆ホームページでも詳しい内容がご覧いただけます

四日市市選挙管理委員会のホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。 また、ツイッター、フェイスブックで情報発信していますので、ご利用している 人は、ぜひフォローしてください。

問い合わせ先:選挙管理委員会事務局 ☎354-8269 M359-0286

投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票を!



期日前投票制度

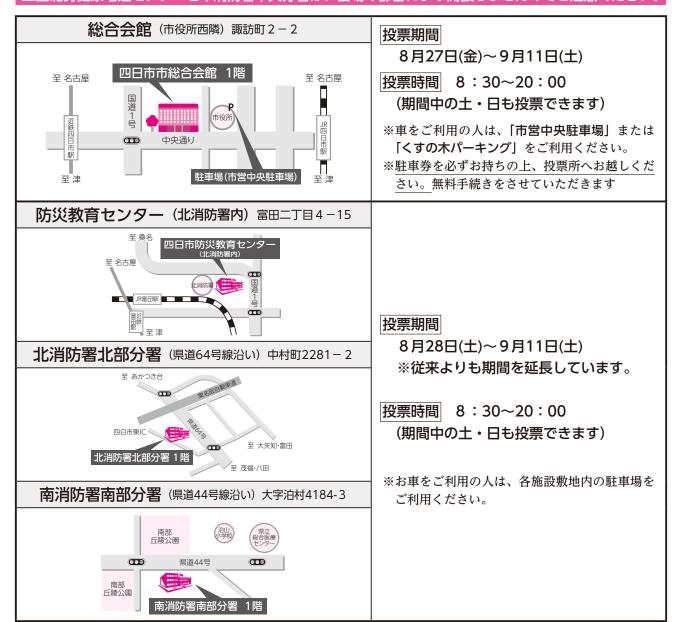
投票日当日に、下記のような理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

- 1. 投票日当日に職務・業務などに従事する人
- 2. 投票日当日に冠婚葬祭の予定のある人
- 3. 妊娠などの理由で投票日に投票できない人
- 4. 投票日当日に出張・旅行の予定のある人 など
- ※期日前投票の際には、投票日当日に行けない理由を必ず宣誓書に記入していただきますが、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される現在の状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。
- ※投票することができる人:2ページ参照 ※宣誓書の記入方法など:3ページ参照

期日前投票所一覧

●重要なお知らせ

三重北勢健康増進センターと中消防署中央分署は、会場の都合により開設しませんのでご注意ください。



「お願い」 マナーを守って、路上駐車などはお控えください。